

著作権の保護期間、譲渡・ライセンス、共有、登録

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年6月22日

著作権の保護期間

- 保護期間の原則（51条）
 - ✓ 誰が著作者であるのかわかる限り、著作者の死後70年経過時点まで（51条2項）
 - ✓ 共同著作物にあっては、最後に死亡した著作者の死後70年経過時点まで（51条2項）
- 無名・変名（周知の変名を除く）の名義の著作物（52条）
 - ✓ 誰が著作者である不明であり、死亡時を特定できない場合があるので、公表後70年経過時点までとされている（52条1項）
 - ✓ ただし、失効前に変名（ペンネーム）の本人が誰であるか周知になったとき、実名の登録があったとき、又は失効前に著作者が実名で当該著作物を公表したときには、著作者の死後70年経過時点までとされる（52条2項）。
- 法人名義の著作物（53条）
 - 原則
 - ✓ 法人その他の団体が著作の**名義を有する**著作物（**個人が著作者であるが法人名義で公表された著作物を含む**）：公表後70年経過時点まで（53条1項）
 - ✓ ただし、公表されなかったときは創作後70年経過時点まで（53条1項）
 - 実際の著作者が個人であり、後に当該個人が実名又は周知の変名で当該著作物を公表したときは、53条1項ではなく、51・52条が適用される（53条2項）。

著作権の保護期間

- プログラムの著作物の著作者が職務著作規定（15条2項）により法人になるときは、公表名義に拘わらず、53条1項が適用される（53条3項）。すなわち、公表時から（公表されなかったときは創作時から）70年間保護される。
- ※ プログラムの著作物については、使用者（法人）の名義で公表されることは職務著作となる要件ではない。
- 映画の著作物（54条）
 - ✓ 公表後70年経過時点まで（54条1項）
 - ✓ 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、原著作物（脚本、原作品である小説・漫画等）の著作者が当該映画の著作物での利用について有する28条の権利は、該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとされる（54条2項）。
 - ✓ 映画の著作物に結合著作物として取り込まれた構成著作物（背景音楽、写真等）は、映画の著作物の「原著作物」には該当しない。そのため、このような構成著作物には、54条2項は適用されない。映画の著作物の著作権が失効した後も、映画の著作物を利用するためには、このような構成著作物の著作権者の許可をとるか、これらの構成著作物を除去する必要がある。

54条2項

「映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとする。」

著作権の保護期間

- 継続的刊行物（56条）
 - ✓ 継続的に続編の著作物が公表される連載著作物であって、かつ最終話まで公表されて完成するものについては、最終話公表のときが52-54条の公表時とされる（56条1項）。
 - ✓ ただし、3年超続編が公表されなかった場合には、最後の公表のときが52-54条の公表時とされる（56条2項）。
- 連載著作物を法人名義で公表する場合には、永遠に連載を継続することにより（連載著作物を完成させないことにより）、保護期間を永遠にすることができてしまうことになる。しかしながら、ポパイネクタイ事件最高裁判決は、このような取扱いをしなかった。
- 最高裁平成9年7月17日判決（ポパイ・ネクタイ事件）
 - ✓ 控訴審は、法人名義で公表された連載漫画ポパイについて、56条1項を適用して、最終話公表のときを保護期間の起算時とした。
 - ✓ 上告審は、この判断を覆し、一話完結しており続編は前編の翻案と認定して、56条1項を適用しなかった。上告審は、二次的著作物（続編）についての原著作者の権利（前編の著作者の28条の権利）の保護期間の起算時を、原著作物（前編）を公表したときと判断したと考えられる。
 - ✓ また、上告審は、翻案者の権利は、二次的著作物のうち新たな創作性が付加された部分についてのみ発生すると明示した。
 - ✓ そのため、上告審によると、前編の保護期間（現行法によると前編の公表から70年）が満了した後は、続編で新たに付加された創作部分についての著作権のみが残存することになる。

著作権の譲渡

- 著作権は、支分権ごとに譲渡できる。
- 譲渡は、口頭又は黙示の合意でも成立する。
- 77条1号の著作権移転登録は、他の知的財産権とは異なり、成立要件ではなく、対抗要件。
- 二重譲渡された場合は、不動産の二重譲渡の場合と同様の権利関係になる。どちらが先に対抗要件である著作権移転登録を申請するかにより決まる（77条1項、著作権法施行令22条1項）。ただし、背信的悪意者に対しては登録なく譲渡による取得を対抗できる。

77条（著作権の登録）

「次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

- 一 著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限
- 二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限」

著作権法施行令22条1項

「申請による登録は、受付の順序に従って行う。」

- 実務上、著作権登録（移転登録）がなされるのは稀。

著作権の譲渡 - 翻案権・28条に基づく原著作者の権利の留保

61条

「著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、**第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは**、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。」

■ 61条2項の趣旨：

✓ 著作権者である譲渡人は、必ずしも、譲渡契約時に、将来の二次的著作物による新たな商業化を予測することができない。このような譲渡人を保護する。

Ex. 漫画の著作者が出版社に著作権を譲渡した後、想定外に漫画がヒットし、映画製作会社から映画化の話が持ち掛けられた。

Ex. 外国出版社から外国語に翻訳して海外出版する話が持ち掛けられた。

• 漫画家は常にこのような事態を想定した上で著作権譲渡契約を締結しているわけではない。

■ 実務で使用されている典型文言

「すべての著作権（著作権法27条及び28条に規定する権利を含む）を譲渡する。」

● 61条2項の推定は覆滅されることがある。61条2項の推定が覆滅されるか否かは、契約締結に至る経緯、対価、著作物の想定される利用方法等を考慮した契約当事者の合理的意思表示により判断される。

著作権の譲渡 - 翻案権・28条に基づく原著作者の権利の留保

□ 大阪高裁平成23年3月31日決定（ひこにゃん事件）

本件著作物であるイメージキャラクター「ひこにゃん」（下記二次元図形）の「著作権等一切の権利」は譲受人に帰属するとの契約文言について、翻案権は譲渡人に留保されていると推測されるが、利用に際してキャラクターを立体化することも想定されていたと評価できるので、本件著作物を立体化する権利は譲受人に譲渡されていたと認定した。すなわち、裁判所は、翻案権のうち立体化する権利についてのみは推定を覆滅した。



□ ひこにゃん事件をモデルにした事例

- Xは、地方自治体Aの委託を受けて、Aのイメージキャラクター（本件著作物）の二次元図形を納品した。
- 当該委託契約書では、「Xは、Aに、本件著作物の著作権のすべてを譲渡する。Xは、本件著作物の著作者人格権を行使しない。」と規定されていた。
- Aは、業者Yに、本件著作物に基づくぬいぐるみを制作させた。Aは、ライセンス収入を得る目的で、Yに当該ぬいぐるみを量産・販売させた。
- ◆ Xは、Yに対し、どの権利に基づいて、どのような請求をできるか？
- ◆ Yは、どのような反論をすることができるか？

著作権のライセンス

63条

「著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 利用権（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

（略）」

著作権のライセンス

- ライセンスの内容は、契約当事者が自由に定めることができる（63条1項、2項）。
- 放送・有線放送のライセンス契約に特別の定めがない場合、録音・録画をする権限は許諾されていないものとされる（63条4項）。
- 63条4項により録音・録画権限がライセンサーに留保された場合でも、ライセンシーは、44条に基づき放送のための一時的録音・録画をすることはできる。

44条1項

「放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送…することができる著作物を、自己の放送…のために、自己の手段…により、一時的に録音し、又は録画することができる。」

63条6項

「著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件（送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。）の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。」

- ✓ 保守の便宜のため、ライセンス契約で指定されている自動公衆送信装置以外の装置を用いても、公衆送信権侵害にはならない。また、ライセンス条件である送信可能化回数の制限を超過しても、公衆送信権侵害にはならない（この趣旨は明らかではない）。ただし、ライセンス契約違反になる。

著作権のライセンス

■ 著作権ライセンスの当然対抗（63条の2）

✓ 著作権のライセンスは、登録なしに、第三者に対抗することができる。

✓ 出版権の設定登録を除き、著作権のライセンスを登録する制度はない。

Ex. ライセンサーが破産した場合、ライセンシーは、登録なしに破産管財人に著作権ライセンスを対抗できる。

Ex. ライセンサーの事業が譲渡され、それに伴い著作権も営業譲受人に譲渡された場合、ライセンシーは、登録なしに営業譲受人に著作権ライセンスを対抗できる。

63条の2

「利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。」

裁定による著作物の利用（67～70条）

- 著作権者不明の著作物、放送事業者が放送しようとする著作物（ライセンスが拒絶された場合）、発売から3年経過した商業用レコード（ライセンスが拒絶された場合）について、文化庁の裁定を受けて、補償金を供託して著作物を利用することができる。
- いずれの裁定も実際には利用されていない。

登録

■ 実名の登録（75条）

- ✓ 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、実名の登録をすることができる。
- ✓ 実名登録されたとき、著作権の保護期間は死後70年になる（52条2項2号）。

■ 第一発行年月日の登録（76条）

- ✓ 著作権者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、第一発行年月日又は第一公表年月日を登録することができる（76条1項）。登録日が第一発行年月日／第一公表年月日と推定される（76条2項）。

■ 創作年月日の登録（76条の2）

- ✓ プログラムの著作物の著作者は、創作後6か月以内に限り、創作年月日を登録することができる。
- ✓ プログラムの著作物が公表されなかった場合において、創作年月日が登録されたとき、保護期間の起算時である創作時（53条1項括弧書き）は、登録日と推定される（76条の2第2項）。

■ 著作権処分の登録（77条）

- ✓ 著作権の移転、質権設定は登録しなければ第三者に対抗することができない。
- ✓ 著作権移転登録をする際、翻案権・28条に基づく原著作者の権利も含めて移転されたことを付記することができる。これをしなかった場合に、譲受人が第三者に翻案権・28条に基づく原著作者の権利の自己への移転を対抗できるのか論点になる。